

会 議 記 録

会議の名称	令和3年度第2回三田市手話施策推進協議会
開催の日時	令和4年2月21日（月） 午後2時30分～午後4時40分
開催の場所	三田市まちづくり協働センター 多目的ホール1・2
出席した附属機関等の委員の名前	嘉田会長、松岡副会長、相良委員、増田委員、仲委員、米ヶ田委員、山脇委員、前中委員、福田委員
出席した職員の職及び名前	福祉共生部：入江福祉共生部長、鶴障害福祉課長、永井障害福祉課係長、堀障害福祉課主任、和田障害福祉課職員、竹内障害福祉課職員 学校教育部：鈴木学校教育課係長、松本教育支援課係長
傍聴人の人数	2名
議題	<ul style="list-style-type: none"> ・会議の公開等について ・三田市手話施策推進協議会の概要について ・障害者福祉に関する状況について ・三田市手話施策推進方針 ・令和3年度実施事業の進捗状況等について
公開・非公開の区分	公開
使用した資料	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度第2回三田市手話施策推進協議会 次第 ・三田市手話施策推進協議会委員名簿 【資料1】 ・会議の公開等について 【資料2】 ・三田市手話施策推進協議会の概要について 【資料3】 ・障害者福祉に関する状況について 【資料4】 ・三田市手話施策推進方針 【資料5】 ・令和3年度実施事業の進捗状況等について 【資料6】 ・三田市みんなの手話言語条例 【参考資料1】 ・三田市手話施策推進協議会規則 【参考資料2】 ・三田市手話施策推進事業補助金交付要綱 【参考資料3】 ・各教室・講座の推進体系 【参考資料4】 ・広報動画再生回数（三田市） 【参考資料5】 ・啓発パンフレット「手話でつながろう！」 ・アンケート結果（各種教室事業）
連絡先	福祉共生部 共生社会推進室 障害福祉課 電話：079-559-5075 FAX：079-562-1294

1. 開会

2. あいさつ

3. 委嘱状交付

4. 自己紹介

5. 会長・副会長選出

会長に嘉田委員、副会長に松岡委員をそれぞれ選出

6. 会長あいさつ

7. 説明報告事項

傍聴者の確認・許可（2名）

- | | |
|-------------------------|----------|
| (1) 会議の公開等について | ◆事務局より説明 |
| (2) 三田市手話施策推進協議会の概要について | ◆事務局より説明 |
| (3) 障害者福祉に関する状況について | ◆事務局より説明 |
| (4) 三田市手話施策推進方針 | ◆事務局より説明 |
| (5) 令和3年度実施事業の進捗状況等について | ◆事務局より説明 |

会長：それでは意見交換をしたいと思います。ご意見のある方は挙手いただき、お名前を述べていただいでから発言してください。

委員：事務局からの説明で「聴覚障害者」という言葉が何度も出てきています。聴覚障害については、聴力レベルに応じて「軽度難聴」、「中度難聴」、「高度難聴」、「ろう」と分かれており、障害者手帳を所持できるのは高度難聴からになります。先ほどから何度も出てきている「聴覚障害者」には軽中度難聴者も含まれると思うのですが、各事業の参加対象となる「聴覚障害者」はどの聴力レベルの人を指しているのか確認させてください。

事務局：各事業における参加対象者についてはチラシ等でお知らせしているのですが、どういった方が参加対象となるかについては、事業ごとに分かりやすく周知するよう努めています。委員はどの事業のどういった表現を指してご質問いただいているのかを具体的に教えてもらえますでしょうか？

委員：「難聴児とその家族の交流会」の参加対象には「障害者手帳の有無は問わない」とあります。つまり、「難聴児とその家族の交流会」以外の参加対象者は障害者手帳所持者に限る、ということかと思われましたので質問させていただきました。三田市ではどのように考えていらっしゃるのかをお伺いします。

事務局：当事者の方が参加いただく事業としては、「難聴者のための手話教室」と「難聴児とその家族の交流会」だけかと思えます。「難聴者のための手話教室」の参加対象としては、「市内在住・在学・在勤の難聴者・中途失聴者、その家族や関係者等」とし、基本的には手帳所持者向けに実施しておりますけれども、手帳を所持していない軽中度難聴者から参加の申し込みがあれば、内部で協議し、参加の可否を決定させていただくこととしております。

委員：私は三田市が「聴覚障害者」をどう定義しているのかお伺いしているんです。軽中度難聴者は「聴覚障害者」に該当するのか、あるいはしないのか。

事務局：障害者の定義というのは、障害者基本法第2条において「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう」と定められています。三田市として独自の定義を定めているわけではなく、この障害者基本法の定義に則って解釈しています。よって、障害者手帳所持者だけが聴覚障害者であると考えておりません。在籍する幼稚園や保育園等において聞こえる子どもたちと一緒に生活している難聴児の中には、周りの子どもたちとの聞こえの違いを感じている子どもたちがいるのではないかと考えています。そうした難聴児たちが一堂に会することで、自分と同じような聞こえにくさを感じている子どもがいるということを知っていただく場にしたいと考えておりましたので、あえて障害者手帳の有無を問わずに、軽中度難聴児の参加も積極的に呼びかけました。各事業における参加対象については、その事業の趣旨等に照らし合わせながら設定しておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

委員：「聴覚障害者」の定義を法律に則って解釈しているということは分かるんですが、軽中度難聴者は生活をする上で聞き取りに支障がないと思っていますか？そうではありませんよね。障害者手帳を所持する聴力レベルでなくとも、生活をする上で聞こえにくさを感じている人がいるという認識を三田市としてお持ちなのかをお伺いしたかったんです。

委員：資料4において、障害者手帳を所持している聴覚障害者が305人いらっしゃるという記載があります。このうち、手話でコミュニケーションをする人の割合はどれくらいでしょうか？

また、令和2年度の派遣実績についてですが、179件ある個人派遣の中で「職業」は0件とな

っていますが、ろう者が仕事をする上で意思疎通支援者の派遣申請ができないということでしょうか？

事務局：まず、資料4にあります障害者手帳を所持している聴覚障害者305人のうち、手話を言語とされている方の人数については、正確な数値を持ち合わせておりません。手話通訳者の派遣申請を希望する方には市に事前登録を行っていただいております、その人数が令和2年度末時点で37名いらっしゃいますので、三田市内において手話でコミュニケーションをする人は40名弱いらっしゃるのではないかと推察しております。

また、手話通訳者を職業関係で派遣できないのかということそうではありません。この派遣事業につきましては、実施要綱に基づいて運用しておりますが、その実施要綱の中に「派遣対象事由」を規定しております。個人派遣においては、「公的機関における手続及び相談、医療機関における受診、教育機関での行事又は懇談等その他地域生活又は社会生活を営む上で必要な意思疎通支援」であることとなっておりますので、これに照らし合わせて派遣決定を行うか内部で協議することとしております。

委員：聞こえない人にとって、仕事上での情報保障はとても重要です。三田市のろう者が仕事の上で手話通訳者の派遣申請ができるということはとてもいいことだと思いますし、そういった事例をもっと増やしていったらいいのではないかと思います。

委員：派遣はできるけれども、派遣費用は公費負担ではない、ということですよね？

事務局：ご質問の趣旨を読み違えておりました。ろう者が仕事上で必要な意思疎通支援については、ろう者が所属されている会社等において合理的配慮として提供いただくことを求めています。

委員：「三田市みんなの手話言語条例」が制定されて丸5年が経とうとしています。これまで多くの手話啓発事業が実施されましたが、この5年間で手話が広がったかということそうではないと思います。市長の動画メッセージ等に手話通訳が付く等の変った点はあるのですが、私たちの生活自体は変わっていないと思います。今年度、ろう者のための事業が実施されていないので、これから実施を検討いただきたいと思います。

会長：「事業者向けデリバリー型手話教室」についてですが、今年度の実績がなしとなっています。令和4年度以降、何とか実施していかななくてはならないと思いますので、委員の皆さんからご意見を募りたいと思います。他自治体でホテルや飲食店の従業員が手話を学ぶ事例も聞いたことがあります。聞こえない人が入社する会社もあるでしょうから、そういった会社のためにもデリバリー型手話教室を開催できればいいと思いますが、いかがでしょうか。

委員：病院や警察署等での実施も必要なのですが、商工会から選出された委員もいらっしゃいますので、商工会から実施を呼びかける方法もあるかと思います。また、コンビニ等でコミュニケーション方法を示したものを配布している自治体もあると聞いたことがあります。

委員：私自身は長年飲食店を経営しているのですが、手話でコミュニケーションをされる人が来店されたのが片手で数えるほどしかなく、手話でコミュニケーションをされる人がお一人で来店されたのはほとんどなかったと思います。お一人で来店されるのにあたって様々な不安があったんだろうと思います。観光協会から外国人向けに指差し用のパンフレットが配布されていました。こういったものを活用して、手話でコミュニケーションをされる人が気軽にお店に行けるような環境を作れたらいいなと思いました。商工会でも話をしたいと思います。

副会長：参考資料4にある「各教室・講座の推進体系」で、縦軸（講座・教室）と横軸（こども・大人）がありますが、2つの軸を十字にクロスさせ、「講座」「教室」「こども」「大人」に基づいた4つの象限を作ったものにし、そこに各事業や講座を記載した方が分かりやすいと思います。また、「こども手話教室」に参加した子どもたちのアンケート結果を見ますと、この事業が非常に好評であったことは分かりましたが、これだけだと、三田市が実施した教室事業や講座事業全体でどれだけの効果があったのかが見えてきません。三田市障害者福祉計画等の見直しの際に手話の啓発等についてアンケートをとられているのであれば、そのデータに基づいて啓発がうまくいっているかどうかを議論できるのではないかと思います。

また、資料4にある令和2年度意思疎通支援事業において、個人派遣が179件で団体派遣が37件ですよね。これを登録意思疎通支援者の人数で割ると、登録意思疎通支援者一人あたりが担当する聴覚障害者の人数が算出できると思いますが、これを三田市としてはどう捉えていますか？登録意思疎通支援者の負担感から登録意思疎通支援者の過不足についても検討することができると思います。

事務局：「各教室・講座の推進体系」につきましては、ご提案いただいた形に改めると分かりやすいと思いましたので、参考にさせていただきたいと思います。三田市が実施しております教室事業と講座事業については、各事業の終了後に、市担当者と講師団体とで反省会を開いております。その中で、昨年度実績からどう変化したのか、教室事業の参加者が講座事業へ参加にどれくらい繋がったのか等を情報共有して、次年度に向けた取り組みを検討しております。今年度実施しました「はじめての手話体験」「はじめての要約筆記体験」に参加された方が「手話奉仕員養成講座（入門編）」「要約筆記養成講座（PC前期）」にそれぞれ1名ずつ受講いただきました。このことについて、我々としては一定の効果があったものと考えております。応募人数が少ない事業もございますので、最適な周知対象・周知方法・開催日等を協議して決定しております。各事業の実績等を経年変化で追えるようにすることについては、今後の検討課題とさせていただきます。

また、意思疎通支援事業において、登録意思疎通支援者一人あたりが何人の聴覚障害者の支援を行っているかのデータは持ち合わせておりません。また、その負担感につきましては、登録意思疎通支援者によって千差万別であると考えますし、他自治体の状況も鑑みなければ判断することが難しいのではないかと考えております。しかしながら、登録意思疎通支援者によって派遣の偏りが生じてしまっている現状もありますので、登録意思疎通支援者の増加に向けてもっと注力しなければならないと考えております。現在、登録意思疎通支援者への要件としては、全国統一試験合格者としておりますが、昨年度は手話通訳者の合格者が出ていません。こうした状況も踏まえまして、講座事業のより一層の充実を図ってまいります。

委員：資料6に新規事業を2つ挙げていただいています。これまで新規事業については、実施前に手話施策推進協議会でお示しいただいておりましたので、これらの2事業についても、事前にお示しいただきたかったです。ろう者のことをあまり知らない職員が手話推進員を務めるということですよ？それでは手話の本質的な理解が進まないのではないかと思います。手話推進員の設置については、もっと議論してから進めていただきたいと思います。

事務局：人事課が所管しております手話研修については、平成23年度から実施しており、参加した職員は増えているものの、手話を使える職員がなかなか増えない状況にあると認識しております。かつ、手話が言語であるということを認識している職員がどれだけいるのかも分からない状況です。我々としては、手話を通じた聴覚障害者への理解を職員に対して進めていきたいと考えております。各手話推進員には手話研修とは違う視点で手話に触れることによって、来庁される聴覚障害者に対してどのような対応をすればよいのかを考えてもらい、それを所属部署の職員に伝えていくことで、市民応対力の向上を図っていきたくて考えています。試行期間としては約半年間を予定しており、その後検証を行い、全庁実施に向けた課題等を洗い出していきたいと思っております。また、次回の手話施策推進協議会においても状況報告をさせていただき、ご意見等を賜りたいと考えております。

委員：この手話推進員を進めるためのプロジェクト名称についても、聞こえる人に合わせるのではなく、ろう者に合わせたネーミングにしていいただければと思います。

事務局：庁内には様々な推進員制度が創設されています。その中で、「手話推進員を設置する」と謳うだけでは、多くの職員の意識に残らないのではないかと考えました。そこで手話の「話」と職員の「輪」とを掛け合わせて、音声として職員の耳に残る名称を設定いたしました。我々としても、聞こえない人のことを考慮していないわけではなく、あくまで聞こえない人への理解を進めるプロジェクトを実行する主体となるのが、主に聞こえる職員であることを念頭に置いて設定したプロジェクト名称であることをご理解いただきたいと思います。

委員：三田市では様々な教室事業や講座事業を推進されており、当事者団体や講師団体と事前に打ち合わせもなされているのですが、その際、既に内容が確定していることが多いと思います。過去に実施した事業の反省を反映できるよう、内容が確定する前に打ち合わせをしていただきたいと思います。

事務局：教室事業や講座事業にかかる事前打ち合わせの段階では、まだ内容は確定しておりません。また、各事業終了後に講師団体等と反省会を実施させていただいており、その際に出たご意見を来年度事業に反映できるようにも努めております。ただ、個々の事業ごとにご意見を賜りながら進めていくということは、円滑な手話施策の推進に支障が出てしまうおそれがあります。我々といたしましても、当事者の思いというものを手話施策推進協議会や窓口等でくみ取らせていただき、最小限の打ち合わせにおいて事業内容を確定させることができるよう努めてまいりたいと考えております。

委員：新規事業を始める前には、やはり当事者の皆さんにご意見を伺った方がいいのではないかと思います。今後はそのようにされた方がいいのではないかと思います。

会長：図書館等で手話に関連する書籍を読まれた方はいらっしゃるかと思います。例えば、「手話言語の国際デー」である9月23日に、そういった書籍を展示するコーナーを市立図書館等に設けてみてはどうでしょうか？学校の図書室に設けてみてもいいかもしれません。

委員：手話啓発パンフレット「手話でつながろう！」にふりがなを振った方がいいと思います。幅広い年代の方々に幅広く使っていただけたらと思います。

8. その他

本日の協議会は、今年度最後となる。

次回協議会の開催日については、後日日程調整を行う。

9. 閉会

(以上)